

令和8年度

令和8年度 弘前市下水処理場外臭気分析業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

1 業務名称
令和8年度 弘前市下水道処理場外臭気分析業務

2 業務概要

本業務は、所管する下水道施設から発生する悪臭原因物質が、悪臭防止法による規制基準に適合しているかを確認するため、弘前市下水道処理場外21施設の特定悪臭物質濃度測定および臭気指数測定を委託するものである。

3 業務期間

契約締結日翌日から令和8年11月2日まで

4 業務場所 [全22施設]

(1) 公共下水道処理場 [1施設]

1) 弘前市下水道処理場及びその周辺 : 弘前市大字津賀野字浅田269-3 外

(2) 中継ポンプ場 [4施設]

1) 城西中継ポンプ場 : 弘前市大字城西五丁目17-2

2) 桜ヶ丘中継ポンプ場 : 弘前市大字桜ヶ丘五丁目6-1

3) 城東中継ポンプ場 : 弘前市大字末広一丁目6-1

4) 堀越中継ポンプ場 : 弘前市大字堀越字川合1-6

(3) 特定環境保全公共下水道処理場 [3施設]

1) 湯口浄化センター : 弘前市大字湯口字二ノ安田2

2) 百沢浄化センター : 弘前市大字百沢字温湯18-9

3) 常盤野浄化センター : 弘前市大字常盤野字湯段菴1-87

(4) 農業集落排水処理施設 [13施設]

1) 東目屋地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字国吉字村元94

2) 高杉地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字高杉字五反田447

3) 船沢地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字宮館字宮川135

4) 新和鬼檜地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字檜木字富岡2-1

5) 裾野新和北地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字小友字宇田野1047

6) 八幡地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字八幡字平塚68-3

7) 新岡地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字葛原字大柳21-4

8) 大久保地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字紙漉沢字地形19-4

9) 鳥井野地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字鳥井野字宮本402-2

10) 新法師地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字新法師字稔3-4

11) 紙漉沢地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字紙漉沢字堰根1-10

12) 一丁木地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字坂市字亀田67-8

13) 藍内地区農業集落排水処理施設 : 弘前市大字藍内字富田94-6

(5) 小規模集合排水処理施設 [1施設]

1) 沢田地区小規模集合排水処理施設 : 弘前市大字沢田字園村184-2

5 分析項目及び検体数

分析項目及び検体数は[別表]のとおりとする。

6 試料採取日及び採取箇所

試料採取日については、天候等を考慮し、打合わせにより決定する。また、採取箇所については図面のとおりとする。なお、弘前市下水道処理場を除く敷地境界線における特定悪臭物質濃度測定は、測定対象施設の風下で実施するものとする。

7 測定方法

測定方法は、昭和47年環告9号（特定悪臭物質の測定の方法）、平成7年環告63号（臭気指数及び臭気排出強度の算出の方法）によるものとする。

8 報告書の提出

受注者は、本業務の完了時には、本業務の経過及び結果を報告書として1部提出するものとする。また、試験成績表においては、試験結果と併せて弘前市悪臭規制基準（平成24年4月1日弘前市告示第121号）及び悪臭防止法施行規則第6条（参考基準として）に定める法定基準値を記載すること。

9 環境配慮に係る取り組みへの協力要請

受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願いであり、取り組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。

10 暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務

受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

11 その他

- (1) 本業務により、その測定結果が、弘前市悪臭規制基準（平成24年4月1日弘前市告示第121号）及び悪臭防止法施行規則第6条に定める基準値を上まわることが判明した時は、直ちに報告するものとする。
- (2) 受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たっては、「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項については、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

別表 分析項目及び検体数

1 弘前市下水処理場及びその周辺

分析項目	特定悪臭物質濃度及び臭気指数							検体数計
	本館脱臭設備		水処理脱臭設備		下水処理場内	敷地境界線	周辺	
	入口	出口	入口	出口	2地点 1検体/箇所	4地点 1検体/箇所	2地点 1検体/箇所	
アンモニア	1	1	1	1	2	4	2	12
メチルメルカプタン	1	1	1	1	2	4	2	12
硫化水素	1	1	1	1	2	4	2	12
硫化メチル	1	1	1	1	2	4	2	12
二硫化メチル	1	1	1	1	2	4	2	12
ノルマル酪酸					2	4		6
ノルマル吉草酸					2	4		6
イソ吉草酸					2	4		6
臭気指数						4		4

2 中継ポンプ場 4施設

分析項目	敷地境界線特定悪臭物質濃度				検体数計
	城西中継ポンプ場	桜ヶ丘中継ポンプ場	城東中継ポンプ場	堀越中継ポンプ場	
アンモニア	1	1	1	1	4
メチルメルカプタン	1	1	1	1	4
硫化水素	1	1	1	1	4
硫化メチル	1	1	1	1	4
二硫化メチル	1	1	1	1	4
ノルマル酪酸	1	1	1	1	4
ノルマル吉草酸	1	1	1	1	4
イソ吉草酸	1	1	1	1	4

3 特定環境保全公共下水道処理場 3施設

1施設該当項目1検体

分析項目	敷地境界線特定悪臭物質濃度	排出水中特定悪臭物質濃度	検体数計
アンモニア	3		3
メチルメルカプタン	3	3	6
硫化水素	3	3	6
硫化メチル	3	3	6
二硫化メチル	3	3	6
ノルマル酪酸	3		3
ノルマル吉草酸	3		3
イソ吉草酸	3		3

4 農業集落排水処理施設 13施設

1施設該当項目1検体

分析項目	敷地境界線特定悪臭物質濃度	排出水中特定悪臭物質濃度	検体数計
アンモニア	13		13
メチルメルカプタン	13	13	26
硫化水素	13	13	26
硫化メチル	13	13	26
二硫化メチル	13	13	26
ノルマル酪酸	13		13
ノルマル吉草酸	13		13
イソ吉草酸	13		13

5 沢田地区小規模集合排水処理施設

分析項目	敷地境界線特定悪臭物質濃度	排出水中特定悪臭物質濃度	検体数計
アンモニア	1		1
メチルメルカプタン	1	1	2
硫化水素	1	1	2
硫化メチル	1	1	2
二硫化メチル	1	1	2
ノルマル酪酸	1		1
ノルマル吉草酸	1		1
イソ吉草酸	1		1